

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
	③入札制度（電子入札）の改革	<p>(1)電子入札の適用範囲の拡大等 今後、事業者側の理解を求めつつ、電子入札の適用範囲を可能な限り速やかに拡大し、平成19年度中には原則として全件について電子入札によって対応する。</p> <p>(2)公募型指名競争入札の適用範囲を拡大 工事請負の公募型指名競争入札について、平成18年度から対象工事の下限金額を現行の約2分の1に引き下げる</p> <p>(3)業務委託契約の標準プロセスを定めたガイドラインを策定 入札等契約の事務手続きについて、一元的な取扱いとするため、業務委託契約の標準的なプロセスを定めたガイドラインを策定する</p>	<p>電子入札による事後審査型制限付一般競争入札の導入や入札契約事務の一元化拡大の方針確定など、さまざまな制度改革により、入札契約の公正性、透明性、競争性の向上や全市的な入札契約事務の適正化が図られた。</p> <p>電子入札導入割合 18年度：56.5% 19年度：95.0% 20年度：100% 21年度：100% 22年度：100%</p> <p>事後審査型制限付一般競争入札導入割合 18年度：5.7%（18年6月導入） 19年度：46.4% 20年度：76.3% 21年度：89.1% 22年度：89.5%</p> <p>業務委託の入札等契約事務手続きについて、公正性、競争性、透明性のより一層の向上を図るため、標準的なプロセスを定めたガイドラインを策定し、適正化に努めることができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の導入適用範囲の拡大（18年4月～） 公募型指名競争入札の適用範囲を拡大（18年6月） 事後審査型制限付一般競争入札を導入（18年6月） 事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大（18年10月～） 「業務委託契約事務ガイドライン」の策定（18年10月） 電子入札の原則全件適用（19年8月） 予定価格が200万円を超える全種目の業務委託契約の入札事務（一般競争入札または、公募型指名競争入札を電子入札で行うもの）を原則として契約管財局で実施（20年6月） 原則として、全件事後審査型制限付一般競争入札の実施（20年10月） 業務委託契約事務ガイドラインの改正（21年2月） 電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化拡大について検討実施（21年7月～） 随意契約ガイドラインの策定（22年2月） 電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化拡大について検討を行い、方針を確定（23年1月）
2 情報公開の徹底	①情報公開制度の原則公開運用の定着	<p>(1)17年度中に情報公開の推進に向けて市民から意見を募集して、個別課題についての解決策を職員に周知</p> <p>(2)17年度中から毎年度、「監理団体に準ずる本市と密接に関連する団体」の情報公開を実施</p> <p>(3)17年度中に「原則公開」趣旨を踏まえた</p>	<p>情報公開制度の原則公開運用の定着を図るため、職員への周知を図り、職員に「原則公開」の制度運用を定着させることができた。</p> <p>（参考）全国情報公開度ランキング 政令市・市長部局 18～20年度 1位 21年度 4位 また、公開請求の対象となる実施機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 募集した市民の意見に対し、本市の考え方を公表（17年11月） 継続して意見募集を実施 「情報公開推進のための指針」を作成し職員に周知（17年7月策定・最近改訂22年2月） 「説明責任を果たすための公文書作成指針」を策定（18年1月） 文書管理の徹底を図るため「公文書管理